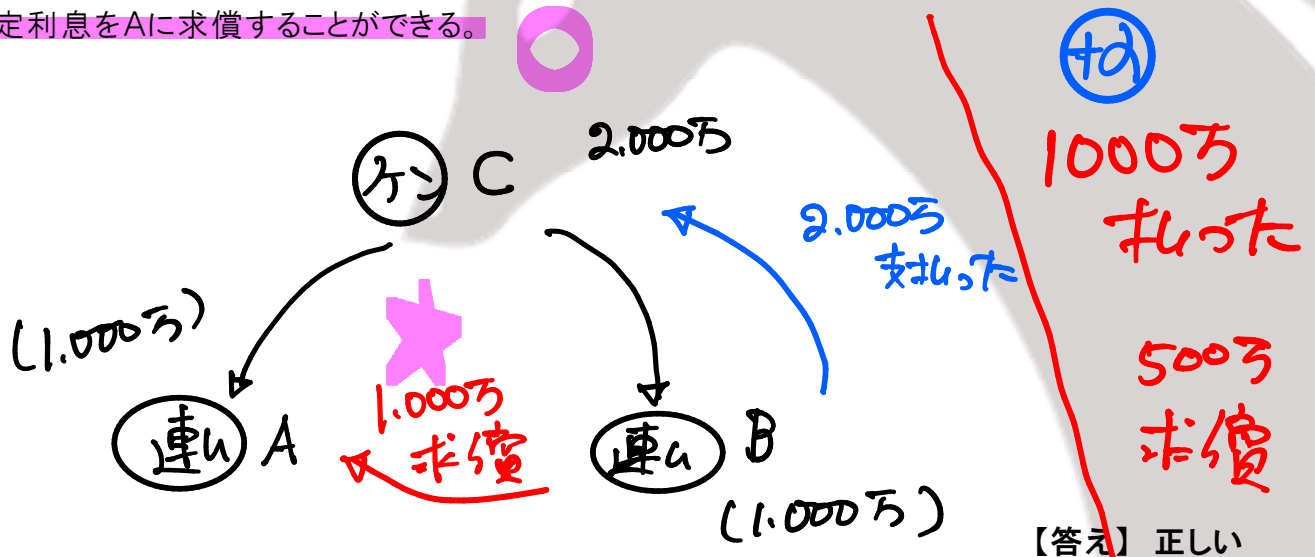


連帯債務 宅建 H13-04-3 <<#601>>

【問】正誤をつけよ。

AとBとが共同で、Cから、C所有の土地を2,000万円で購入し、代金を連帯して負担する(連帯債務)と定め、CはA・Bに登記、引渡しをしたのに、A・Bが支払をしない。BがCに2,000万円支払った場合、Bは、Aの負担部分と定めていた1,000万円及びその支払った日以後の法定利息をAに求償することができる。



《ポイント》 連帯債務者間の求償権 【★基礎頻出】

- 1 連帯債務者の1人が弁済をし、共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産の額のうち各自の負担部分に応じた額の求償権を有する。
- 2 前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息を包含する。(民法 442 条 1 項、2 項)